

第三号の二書式 (昭29蔵令87・追加、令2財令73・一部改正)

支出負担行為限度額示達表					
何所管	某年度一般会計			(何特別会計) 第 号	
支出負担行為限度額の区分	前回までの示達済額	今回示達額		示達額合計	摘要
		増	減		
(部局等)	円	円	円	円	
(項)					
(目)					
(内訳)					
<p>上記支出負担行為限度額及びその内訳を示達する。 (上記のとおり示達したから通知する。)</p> <p>分任支出負担行為担当官 (法第17条の規定により資金の前渡を受ける職員) であて</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 支出負担行為担当官官職氏名</p>					

備考

- (1) 第三号書式備考 ((5)を除く。)は、本書式に準用する。
- (2) 支出負担行為限度額の内訳は、必要に応じ目の細分別又は事項別に記載するものとする。
- (3) 支出負担行為限度額の内訳は、必要に応じ本示達表の添附書類として前回までの示達済額、今回示達額 (増加額又は減少額) その他必要な区分を明らかにして別紙に記載することができる。この場合においては、本書式中「及びその内訳を示達する。」とあるのは「及び別紙記載による支出負担行為限度額の内訳を示達する。」と、「上記のとおり示達」とあるのは「上記及び別紙記載のとおり示達」と読み替えるものとする。
- (4) 本示達表に記載した支出負担行為限度額等に基づく支払が支出官及び法第17条の規定により資金の前渡を受ける職員により行われる場合においては、支出官が支払うべき支出負担行為限度額等の範囲及び資金の前渡を受ける職員が支払うべき支出負担行為限度額等の範囲を本示達表又はその添附書類において区分して明示しなければならない。